水道施設工事共通仕様書【土木工事編】（令和8年10月1日） 新旧対照表

改定項 改定頁	新（改定後）	旧（現行）
共通仕様書 第5章 参考資料 4 いわき市水道局 週休2日等 確保工事 実施要領 P2	第７条　工事成績評定については、次の各号のとおりとする。 ⑴ 受注者が４週８休以上の休日を確保できた場合、第１評定「５.創意工夫」「その他」の項目で、加点評価を行う。なお、令和９年４月以降に竣工検査を実施する工事は、評価しない。 ⑵ 受注者の責により４週８休の休日を確保できなかった場合、第１評定の「２.施工状況」「Ⅱ.工程管理」において「ｄ」判定とし、第２評定の「２.施工状況」「Ⅱ.工程管理」において「３の項目を評価しない(×とする)」とする。(減点評価) ⑶ 令和９年３月までに起工する工事の減点評価は行わない。 附 則 この要領は令和８年10月1日から適用する。なお、第７条第１号の規定は、令和８年９月30日以前に起工した工事についても適用する。	第７条　工事成績評定については、次の各号のとおりとする。 ⑴ 受注者が４週８休以上の休日を確保できた場合、第１評定「５.創意工夫」「その他」の項目で、加点評価を行う。 ⑵ 受注者の責により４週８休の休日を確保できなかった場合、第１評定の「２.施工状況」「Ⅱ.工程管理」において「ｄ」判定とし、第２評定の「２.施工状況」「Ⅱ.工程管理」において「３の項目を評価しない(×とする)」とする。(減点評価) ⑶ 令和８年３月までに起工する工事の減点評価は行わない。